

# 企業主導型保育園 共同利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と株式会社 M.I.Partners (以下「乙」という) は企業主導型保育園『堀江やまびこ保育園』(以下「保育所」という) の共同利用について、次のとおり契約を締結する。

## (目的)

第1条 この契約は、乙が設置する保育所の共同利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (保育所の所在地及び名称)

第2条 保育所の所在地は、大阪市西区南堀江3丁目8-8 ビーバープレイス南堀江1F・2Fとする。  
2 保育所の名称は、「堀江やまびこ保育園」とする。

## (保育所の設置目的及び利用者)

第3条 この保育所は福利厚生を目的として設置し、従業員枠の利用は甲及び乙、ならびに乙と共同利用契約を交わしたその他法人の従業員とする。  
2 地域枠の利用は、原則として従業員以外の地域の子どもの利用とするが、定員に余裕がある場合には従業員が利用出来るものとする。  
3 定員12名のうち、地域枠の定員設定は最大6名とする。

## (保育所の設置と運営について)

第4条 この保育所は、乙が設置・運営し、甲が設置費ならびに運営費を負担することはない。

## (利用者負担額の支弁)

第5条 従業員枠で入所した者の利用者負担額は、地域枠の負担額から2割引となり、その負担額を従業員が直接、甲に支払うものとする。

## (契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。ただし、期間満了前に甲、乙両者においてこの契約内容に意義のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

## (その他)

第7条 この契約書に記載のない事項については、甲、乙両者の協議に基づいて決定する。この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

〈共同利用法人〉(甲)

住 所  
法人名  
代表者

〈設置運営法人〉(乙)

住 所 大阪府泉南市信達大苗代 1123 番地 3  
法人名 株式会社 M.I.Partners  
代表者 代表取締役 平澤 研 印